

表1

補助事業の内容	補助率	補助限度額
無料検査の開始に当たったの初期投資 に要する経費 ※1、2	10/10	1事業所あたり1,300,000円（税込）
無料検査の実施に要する経費		
【令和3年12月30日までに仕入れたキットを使用した場合】		
※②各種経費等については、令和3年12月30日までに仕入れたキットを使用し、かつ		
令和4年8月31日までに検査を実施した場合に適用する。（令和4年9月1日以降に検査を実施した場合は別表2のとおり）		
(1) PCR検査等	10/10	検査1回あたり①+②の合計額 ①検査キット原価 （キット代、検査費用、送料を含む。） 8,500円（税込） ②各種経費等 一律3,000円（税込）
(2) 抗原定性検査		検査1回あたり①+②の合計額 ①検査キット原価（キット代） 3,500円（税込） ②各種経費等 一律3,000円（税込）
【令和3年12月31日から令和4年3月31日までに仕入れたキットを使用した場合】		
※②各種経費等については、令和3年12月31日から令和4年3月31日までに仕入れたキットを使用し、かつ		
令和4年8月31日までに検査を実施した場合に適用する。（令和4年9月1日以降に検査を実施した場合は別表2のとおり）		
(1) PCR検査等	10/10	検査1回あたり①+②の合計額 ①-1検査キット原価 （キット代、検査費用、送料を含む。） 8,500円（税込） ※医療機関が他の機関に検査を委託した場合を含む。 ①-2検査キット原価 （キット代、検査費用、送料を含む。） 7,000円（税込） ※①-1に該当しない医療機関 ②各種経費等 一律3,000円（税込）
(2) 抗原定性検査		検査1回あたり①+②の合計額 ①検査キット原価（キット代） 3,000円（税込） ②各種経費等 一律3,000円（税込）

<p><b>【令和4年4月1日から令和4年6月30日までに仕入れたキットを使用した場合】</b></p> <p>※②各種経費等については、令和4年4月1日から令和4年6月30日までに仕入れたキットを使用し、かつ令和4年8月31日までに検査を実施した場合に適用する。（令和4年9月1日以降に検査を実施した場合は別表2のとおり）</p>			
	(1) PCR検査等	10/10	<p>検査1回あたり①+②の合計額</p> <p>①-1検査キット原価 （キット代、検査費用、送料を含む。） 8,500円（税込） ※医療機関が他の機関に検査を委託した場合を含む。</p> <p>①-2検査キット原価 （キット代、検査費用、送料を含む。） 7,000円（税込） ※①-1に該当しない医療機関</p> <p>②各種経費等 一律3,000円（税込）</p>
	(2) 抗原定性検査		<p>検査1回あたり①+②の合計額</p> <p>①検査キット原価（キット代） 1,500円（税込）</p> <p>②各種経費等 一律3,000円（税込）</p>
<p><b>【令和4年7月1日から令和4年8月31日までに仕入れたキットを使用した場合】</b></p> <p>※②各種経費等については、令和4年7月1日から令和4年8月31日までに仕入れたキットを使用し、かつ令和4年8月31日までに検査を実施した場合に適用する。（令和4年9月1日以降に検査を実施した場合は別表2のとおり）</p>			
	(1) PCR検査等	10/10	<p>検査1回あたり①+②の合計額</p> <p>①検査キット原価 （キット代、検査費用、送料を含む。） 7,000円（税込）</p> <p>②各種経費等 一律3,000円（税込）</p>
	(2) 抗原定性検査		<p>検査1回あたり①+②の合計額</p> <p>①検査キット原価（キット代） 1,500円（税込）</p> <p>②各種経費等 一律3,000円（税込）</p>
<p><b>【令和4年9月1日以降に仕入れたキットを使用した場合】</b></p>			
<p>表2のとおり</p>			

※1 検体採取の実施場所として、以下の事項に適合する場所を確保すること。

- ・受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。  
（パーティション等による検体採取時のみの一時的な区別でも差し支えない。）
- ・当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること。

受検者同士が適切な距離をとることができ、また、受検者と検査管理者の間に十分な距離（抗原定性検査の場合は、2メートルを目安とする。）を確保するかガラス窓のある壁等により隔たりを設けていること。なお、必ずしも検査ブースを2以上設ける必要はない。

- ・十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

※2 次の費用は対象外となる。

- ・用地の取得費用、貸付金、保証金
- ・本事業の実施に関連しない費用